

議提議案第7号

「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」

元最高裁判事 木内道祥弁護士の公選法第15条8項に関する見解
(平成28年10月最高裁千葉県県議会選挙無効請求事件裁判長)

「改選前が5だったのが2.93になったのなら是正して頑張っていると言えるが、1.6を3近くにしたというのは、合理性を有するとは言えない。」とのコメントも踏まえ、元来1.6だったのを2.93に変えたという改正は公選法15条8項の趣旨に合っているのかということについて、2点のご指摘をいただいている。

【1点目】

ただし書きの適用は、過疎化、面積の広さ、海岸線の長さ、地域間格差など特別委員会で議論された内容では、特別な事情の適用にはならない。

行政需要が多いから議員を増やすという要素はあるが、今回（三重県）の場合は行政需要が多いとは言えない。

公選法は一定の裁量権を認めているが、特別な事情がないのに増やしたとなると、条例自体が公選法違反の恐れが高い。

【2点目】

市郡町を選挙区の区別となる現行制度のもとにおいては、各選挙区に最低1人の定数を配分する関係上、定数が1人で人口が最も少ない選挙区と他の選挙区とを比較した場合、1票の較差が1対3程度になることもありうるが、人口比定数を1のところ2にあげる事で1票の較差が3になることは許されない。

特別委員会では、この件についての違法性はケースバイケースで裁判をやらなければわからないという議論がされたが、この考え方はケースバイケースではなく、普遍的に適用する。